

# 貨物軽自動車運送事業の手引き

---



国土交通省

北陸信越運輸局

## ○届出についてのお問合せ先

〒381-8503 長野県長野市西和田1丁目35番4号

北陸信越運輸局長野運輸支局 輸送・監査部門（貨物担当）

TEL：026-243-4603

# 貨物軽自動車運送事業とは

## 貨物軽自動車運送事業とは

貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、軽自動車又は排気量が125ccを超えるバイク（以下 軽自動車等）を使用して、貨物を運送する事業のことをいいます。

事業主は軽自動車等で運べる荷物の運送依頼を受けて、その対価として報酬を受け取ることができます。軽自動車等を使用して、有償で荷物を運送する業務は、すべて「貨物軽自動車運送事業」となります。貨物軽自動車運送事業を始めるためには、**黒ナンバーの取得が最低条件**です。

▶ **運輸支局へ届出をした人だけが始められる事業です。**

## 個人事業主となるケースもある

貨物軽自動車運送事業を個人で行う場合は個人事業主となります。

病気・けが等で休業を余儀なくされた場合は、収入がなくなってしまうリスクがあるほか、自動車での運送を業とすることは、交通事故のリスクも高まります。

▶ **日々の健康管理の重要性を認識**し、一層の**安全運転**を心掛けることが必要です。  
また、**万が一の場合の損害補償**についても、対応能力を有する必要があります。

個人事業主となる場合は、ガソリン代や車のメンテナンス費用、任意保険料等が全て自己負担となります。また、国民健康保険を始めとする社会保険料や、年金等の加入についても忘れないようにしてください。

▶ ご自身で管理しないといけないものを把握する必要があります。

# 事業をはじめるとき

長野運輸支局 輸送監査部門  
で手続き

軽自動車検査協会等  
で手続き

①長野運輸支局へ  
各種申請書類を提出する

②事業用自動車等連絡書  
の発行を受ける

③軽自動車検査協会等  
で手続きを行う  
(ナンバー変更等)

④手続き完了  
(運送事業開始)

## 1. 事業計画の内容

### ○営業所

- ・ 営業活動及び運転者の管理を行う拠点
- ・ 自宅を営業所とすることも可能

### ○事業用自動車

- ・ 軽自動車又は排気量125ccを超えるバイク

### ○車庫

- ・ 営業所と併設（併設できない場合は営業所から2km以内）
- ・ 1車両あたり8㎡以上が目安

### ○休憩・睡眠施設

- ・ 乗務員が利用できる適切な施設を確保
- ・ 自宅を休憩・睡眠施設とすることも可能
  - ⇒ 営業所、事業用自動車、車庫、休憩睡眠施設の使用権限が申請者にあること
  - ⇒ 車庫（土地・建物）が都市計画法等の関係法令に抵触しないこと（事前に市町村等にご確認ください。）

### ○運送約款

- ・ 「標準運送約款」と同一のものを設定することも可能
- ・ 独自の約款を使用する場合は作成した約款を添付
- ・ 利用者にわかりやすいよう営業所に掲示

### ○管理体制

- ・ 過積載、過労運転の防止、乗務前後の点呼、乗務員に対する監督等の適正な運営のための体制

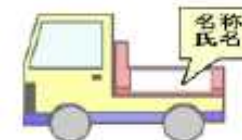
### ○運賃・料金

- ・ 荷主に対して不当とならないように設定
- ・ 利用者にわかりやすいよう、営業所に掲示

## 2. 自動車の車体表示について

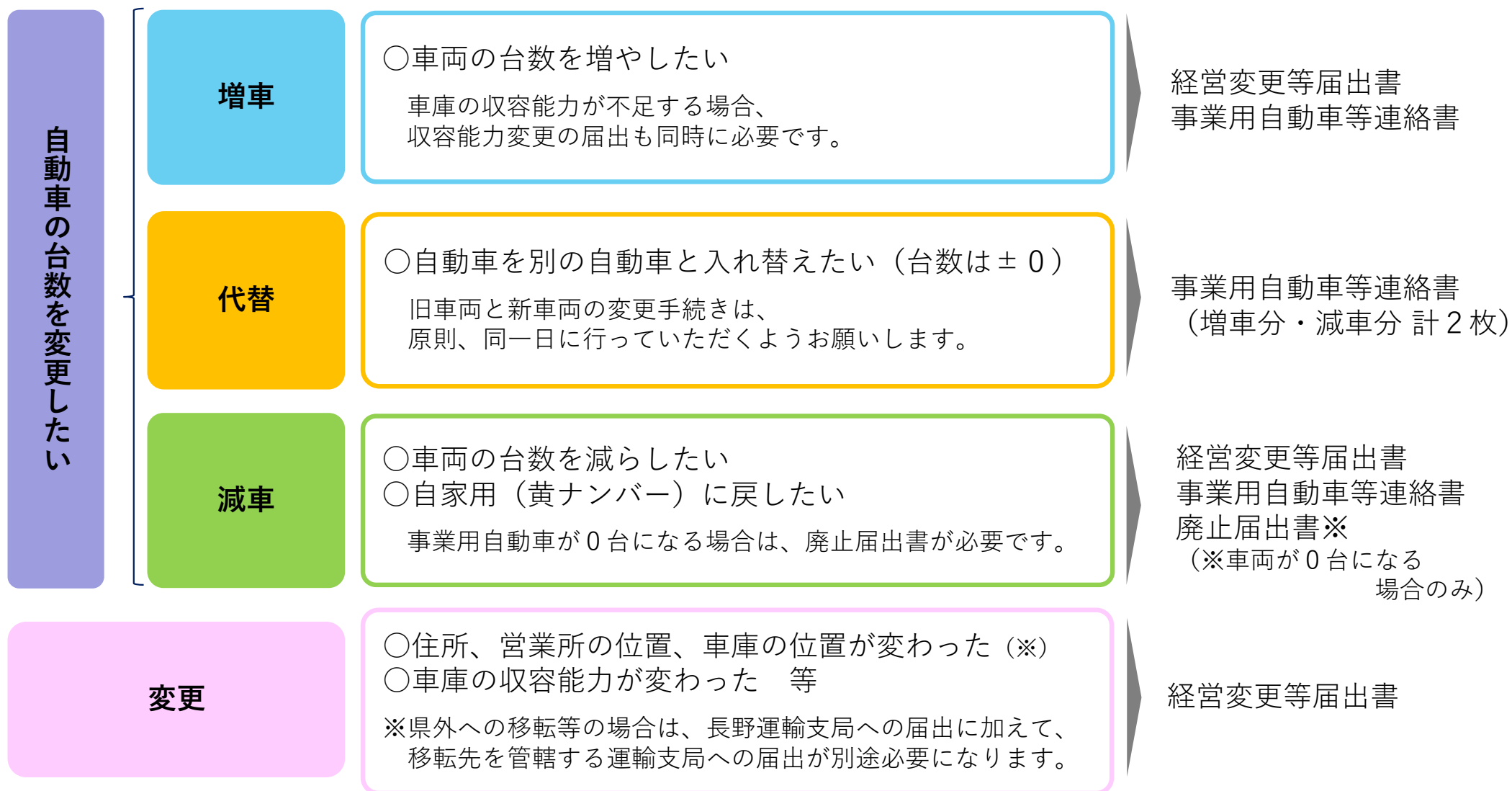
⇒ 自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。  
(道路運送法第95条)

表示は、消えないものではっきりと、図のように表示してください。



# 事業計画に変更があったとき

○届出事項に変更があった場合には、運輸支局への届出が必要です。



Q1 届出について、費用はかかりますか？

A1 届出には費用はかかりません。ただし、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります（詳しくは軽自動車検査協会までお問い合わせください。）

Q2 貨物軽自動車運送事業を営むにあたり、車両は何台必要ですか？

A2 1台から経営可能です。

Q3 5ナンバー（軽乗用）の車両を貨物軽自動車運送事業に使いたいのですができますか？

可能です。ただし、積載する貨物の重量は「乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位kg）」以内に限ります。

A3 

例) 乗車定員4名の軽乗用車に1名乗車して貨物を運ぶ場合に積載できる貨物の重量 (乗車定員4名 - 乗車人数1名) × 55kg = 165kg
---

上記の制限を超える重量の貨物を積載したい場合は、乗用用途のままでは運送を行うことができません。貨物用途に構造変更を行う必要があります。手続きについては、軽自動車検査協会にお問合せください。

Q4 整備管理者を選任する必要がありますか？

Q4 1営業所につき車両を10台以上保有する場合は、選任が必要です。

Q5 事業用自動車等連絡書（以下 連絡書）の発行にはどのくらいの時間を要しますか？

A5 記載事項に問題無ければ、その場で連絡書を発行できます。届出を提出する際、窓口での所要時間の目安は1者あたり5～10分程度です。（混雑具合により前後します。）

Q6 車検証を持参する必要はありますか？

A6 車両番号や車台番号、年式、用途種別、乗車人数、最大積載量等を誤りなく記載していただく必要があるため、コピーで構いませんので、ご持参（郵送の場合は添付）ください。

Q7 長野運輸支局輸送監査部門への届出は、運送事業者本人が行く必要がありますか？

A7 代理の方でも結構です。また、委任状等も不要です。

Q8 松本自動車検査登録事務所に届出することはできますか？

A8 検査登録事務所では受け付けておりません。

Q9 遠方なので、郵送で対応してもらえますか？

届出を郵送にて行う場合は、下記を同封して下さい。

①各種必要書類

②返信用の住所を記載し、返信に必要な所定の額の切手を貼った封筒

③提出者の連絡先を記入したメモ用紙等

A9 届出書類に誤りや記載漏れがあった場合は、受付することができず返却することになりますので、内容に誤りがないようご注意ください。また、返送まで1週間から10日ほどを要しますのでご注意ください。

Q10 任意保険の加入は必須ですか？ また、保険料はいくらですか？

A10 貨物軽自動車運送事業を開始する、また、台数を増やすにあたっては、貨物の運送に関して支払うことのある損害賠償（対人対物、貨物に対する賠償等）の支払い能力を有することの宣誓が必須となります。

また、保険料は加入される保険会社によりますが、6等級の場合、月額1.5万円前後が目安となります。詳しくは、事業用自動車をを扱う任意保険会社にご確認ください。

Q11 荷主（取引先）や銀行から「許可書」「貨物軽自動車運送事業経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまいました。再発行はできますか？

A11 届出ですので、許可書の発行はありません。控えが必要な場合は2部提出いただければ、1部受付印を押したものをお返しします。再発行はできませんので、大切に保管してください。控えを紛失した場合や、控えの発行を受けていない場合は、代わりになるものとして、貨物軽自動車運送事業経営届出がされていることの「証明願」あります。詳細は当部門までお問合せください。

Q12 連絡書の有効期限の1ヶ月を過ぎてしまったのですが、どうすればいいですか？

A12 やむを得ない理由で有効期限を超過してしまった場合は、当部門へ持参または郵送により期限延長手続きを受けてください。（郵送の場合は期限延長をしたい旨のメモ等をお願いします。）なお、原則は連絡書の発行から1ヶ月以内にお手続きください。また、他県にて発行された連絡書につきましては、発行元の運輸支局までお問い合わせください。